

お知らせ（開発行為許可申請者及び関係者の皆様）

令和3年4月1日から 都市計画法に基づく開発許可事務が 県から浦添市に移譲されます

事務処理特例による権限移譲の概要

○浦添市における開発行為について、浦添市長の許可が必要となります
これまで浦添市における開発許可は県知事の権限で行っていましたが、令和3年3月に改正予定の事務処理特例に関する条例に基づき、4月1日以降に提出する開発行為許可申請等については浦添市長が許可権者となります。

許可が必要となる開発行為の面積

- 市街化区域内で1,000㎡以上の開発行為
- 市街化調整区域内は基本的にすべて（許可不要要件あり）

主な権限移譲対象事務

- 開発行為の許可（法第29条）
- 変更の許可（法第35条の2）
- 沖縄県開発審査会の議を経て認める許可（法第34条第14号）
- 開発許可を受けた土地以外の建築等の制限への許可等（法第43条）
- 建築制限等の認定（法第37条）
- 地位の承継の承認（法第45条）
- 工事完了の検査（法第36条）
- 開発登録簿の登録等（法第47条）等

権限移譲によるメリット

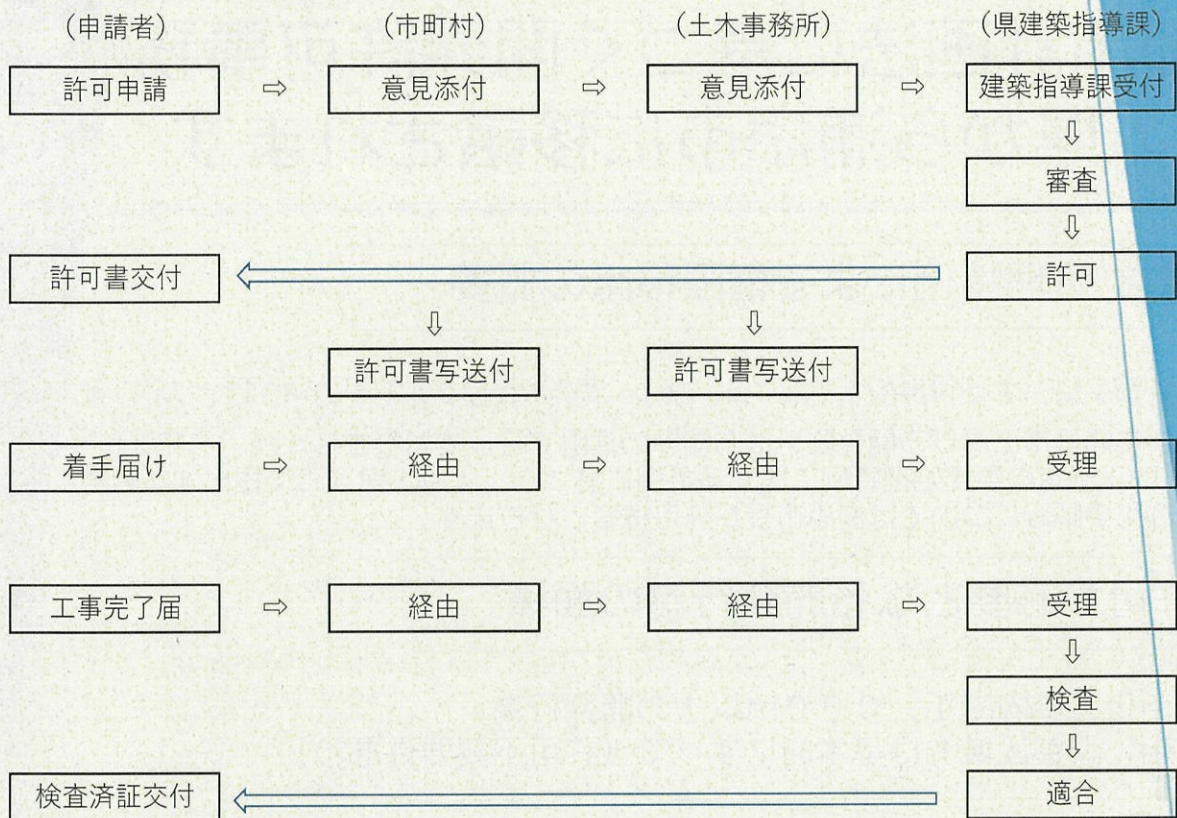
- 地域に近い行政機関による制度運用が可能（市の都市計画に沿った開発）
- 相談、問い合わせ先の一元化
- 経由、進達期間が不用
- 提出部数の軽減 等

問い合わせ先

- 沖縄県土木建築部建築指導課 TEL098-866-2413
- 浦添市都市建設部建築指導課 TEL098-876-1252

開発許可申請の流れ（主なもの）

○これまでの手続き



○権限移譲後の手続き（R3.4.1～）

